

都道府県の企業立地補助金等（本社機能）

・本調査は各都道府県の本社機能（事務所・研究所・研修所）の立地に関する補助金・支援をまとめたものです。
・現在記載している各都道府県の補助に関する情報は、令和8年4月1日時点での制度概要です。
※雇用創出実績については、一部、集計データの訂正があり反映しています。

番号	都道府県名	認定件数（年度） ※緑セルは5件以上の認定実績										雇用創出実績		本社機能移転等に関する補助金名	補助金に関する詳細 （支援対象、補助期間、支援上限額、その他の主な条件等の補助金に関する情報）	本社機能誘致に関するソフト面の支援	URL （支援策が掲載されているHPのURLを記載してください）
		H27 ～ H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計	R6.12末時点	R7.12末時点				
1	北海道	4	2	2	4	0	1	5	1	1	20	319 366	343	北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成の措置	設備投資：投資額×10% 上限額：1億円 対象地域：全道（札幌市を除く） 賃借：1年間の賃料の1/2×3年間（札幌市は1年間） 上限額：1千万円/年 対象地域：全道	・デジタル関連企業の開発拠点や本社機能移転に向けたセミナーやマッチングイベントの開催。 ・ワンストップ相談対応	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ss9/sqr/yuqu/sinhoioseido.html
2	青森県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	30	30	青森県産業立地促進費補助金	対象：土地の取得経費（金矢工業団地に限る） 建物・機械設備の取得経費 補助額：補助対象経費×5%～ 上限額：5千万円～ ※上記は標準的な補助要件等であり、投資場所、設備投資額、雇用人数等により、補助率及び補助限度額の特例がある。 ※県外から本社機能を移転する場合、補助要件の緩和や補助率が加算となる場合がある。	・人材確保支援等	https://aomori-ritti-guide.jp/03_yugu/data/2026_yugu_01.pdf
3	岩手県	0	0	0	1	1	4	2	2	2	12	118	154	岩手県企業立地促進奨励事業費補助金	対象：本社機能の移転・拡充と併せて工場等の新增設を行う誘致企業 補助率：土地取得造成費、家屋・構築物等取得経費、機械・設備等償却資産 取得経費×3/10（内陸）、×4/10（その他内陸、県北・沿岸） 上限額：3億円（県1.5億円）	—	https://www2.pref.iwate.jp/~ritti/shien/shien01.html
4	宮城県	3	4	2	3	3	5	3	1	6	30	289	732	みやぎ企業立地奨励金	投下固定資産額×5%（製造業に係る本社のみ） 上限額：1億円	—	https://www.pref.miyagi.jp/site/ritchi-guide/syoreikin.html
5	秋田県	0	4	1	0	2	2	0	1	0	10	63	73	本社機能等移転促進事業補助金	移転に要する事務経費、建物及び付属設備、一般設備、生産設備、従業員の転居等に要する費用、新規常用雇用者の初年度人件費×40%以内 上限額：4千万円	①報道発表による県民や県内企業等へのPR ②候補物件情報の提供、内見の手配、同行 ③教育機関への求人活動へのフォロー（訪問手配、同行） ④制度融資（立地促進資金） ⑤地域関係機関の交流機会支援 ⑥県・市町村連携による年1回の現地ヒアリング	https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive_0000041735_00/%E4%BB%A4%E5%92%8C%E5%BC%98%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%80%80%E4%B8%AD%E5%B0%8F%E4%BC%81%E6%A9%AD%E7%AD%89%E6%94%AF%E6%8F%B4%E6%96%BD%E7%AD%96%E3%81%A%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D.pdf
6	山形県	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	80 96	80	山形県企業立地促進補助金のうち、 区分：新設（本社機能移転）、（社員寮）	（新設） 土地を除く固定資産の取得額×20%（15億円を超える部分は5%） 上限額：10億円（新規常用雇用が20名以上の場合） 社員寮の設置に要する経費（土地・家電等を除く）×20% 上限額：1,200万円	・ワンストップサポートセンターの設置	https://www.pref.yamagata.jp/sr/quest/pdf/yamagatahozyo.pdf https://www.pref.yamagata.jp/110001/sangyo/sangyoricchi.html
7	福島県	3	2	4	2	2	4	4	1	0	22	140 215	155	福島県本社機能移転促進事業費補助金	特定業務施設整備補助 移転に要する投下固定資産額及びその整備に要する付帯工事費（土地取得・造成費を除く） 補助率：10% 交付額：投下固定資産額×10% 補助要件：投下固定資産（大企業）3,500万円以上 （中小企業）1,000万円以上 常時雇用者増加（大企業）5人以上 （中小企業）1人以上 補助上限：1社あたり1億円	—	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/itensokushin.html

8	茨城県	18	9	6	3	6	2	0	4	2	50	1,168 1,224	1,170	本社機能移転強化促進補助	対象事業：半導体及び次世代自動車など成長分野の本社機能の県外から茨城県への移転 対象経費：建物の建設費、設備購入費、事業所等移転費用、雇用など 上 限 額：50億円	・ワンストップ相談対応 ・県内オフィス紹介 ・人材確保サポート 等	https://www.indus.pref.ibaraki.jp/kakushu-yugw/
9	栃木県	8	2	3	3	3	0	5	3	2	29	175	194	栃木県企業立地・集積促進補助金	(土地)不動産取得税課税標準額×3%等 (建物)不動産取得税課税標準額×4%等 (生産設備)土地等の投下固定資産額の合計額のうち30億円を超えた部分の生産設備相当分×5%等 対象業種：製造業等 上限額：30億円(半導体等成長産業は70億円)	・ワンストップ相談対応	https://www.pref.tochigi.lg.jp/f01/work/shoukougyou/kigyouseichi/riti.html
10	群馬県	4	1	1	1	0	3	3	3	3	19	227 1,680	285	ぐんま未来投資促進プログラム	(1)ぐんま未来投資促進補助 対象：土地、建物に係る不動産取得税の納税相当額 上限：なし 条件：県内に新たに拠点(工場、物流施設、本社機能、データセンター、デジタル・クリエイティブ関連施設)を設置する企業 (2)本社機能移転促進補助 対象：法人事業税・法人県民税の納税相当額を3年間補助(+不動産取得税の免除(地方拠点強化税制)) 上限：なし 条件：東京23区から群馬県に本社機能等を移転する資本金1億円以上の企業	・地域関係機関の交流機会支援 ・ワンストップ相談対応	https://www.pref.gunma.jp/sit-e/invest/744225.html
11	埼玉県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6 10	6	埼玉県産業立地促進補助金	対象：土地、建物に係る不動産取得税相当額 最大2億円 条件：新たに建物を建築(取得)して、本社及び研究所を設置(創業)又は県外から移転 ・面積要件 対象施設の建築面積が500㎡以上 ・雇用要件 対象施設で従事する従業員を新たに5人以上雇用 ※中小企業で総従業員が100人以下の場合は1人以上	—	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/saitama-ricchi-incentive.html
12	千葉県	3	2	0	0	0	0	1	0	1	7	142	152	千葉県立地企業補助金	(所有型) 建物に係る不動産取得税相当額 償却資産に係る固定資産税相当額 上限額：10億円(所有型) (賃借型) ・賃料の1/2(1年間) 上限額：1,000万円 ・内装工事費等の1/3 上限額：1,000万円 正規雇用者5万円/人 高度人材30万円/人 福利厚生充実の一環として、事業従事者の県内における観光や消費を促進する取組を行った際に、それに係る経費を一人当たり1万円まで補助 上限額：1,000万円	—	https://www.pref.chiba.lg.jp/rich/ashisuto/yuuuuseido/yuuuuu.html
13	東京都	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・東京都企業立地相談センターを設置し、ものづくり企業等からの相談対応や情報提供(不動産業者と連携した物件情報、自治体の支援策の情報提供等)を実施	https://ilsc.tokyo/support_sytem.html

18	福井県	10	0	1	2	4	2	1	0	2	22	179	180	福井県成長産業立地促進補助金	対象業種：研究開発・本社機能を有する製造業、情報サービス業等 補助率：20％～25％ （新規雇用者の給与水準を東京都の平均給与以上にした場合、15%補助率加算） 補助上限額：最大120億円	・地域関係機関の交流機会支援 ・誘致事例の作成・発信 ・ワンストップ相談対応 等	https://kiavoritti.pref.fukui.lg.jp/
19	山梨県	3	2	0	0	1	4	0	2	0	12	1,297 1,330	1,306	山梨県産業集積促進助成金	土地取得の場合：投下固定資産×5% 自社所有地の場合：投下固定資産×2.5% 上限額：1億円 建物等を賃借する場合：賃料×1/2 上限額：年1千万円（3年間）	・ワンストップ相談対応	https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo/seido/josekin/index.html
20	長野県	4	0	1	2	1	3	2	1	1	15	99	137	本社等移転促進助成金	本社機能を有する事務所（サテライトオフィス含む）、研究所、研修所及びこれらの移転に併せて整備する育児支援施設の建物・設備等の取得費×最大12% 賃借料×50%（3年間） 新規常時雇用者：80万円/人（1年限り） 上限額：3億円	・新規ビジネスの創出と地域課題解決を図る「チャレンジナガノ2.0」事業により、企業と市町村の共創を支援 ・企業の要望に応じた事業用物件の情報提供	https://ritchi.pref.nagano.lg.jp/supportsystem/view/8 https://ritchi.pref.nagano.lg.jp/office/
21	岐阜県	2	1	1	3	1	1	0	2	0	11	32	32	岐阜県本社機能移転促進事業補助金	【新設増設】 対 象： 初期投下固定資産（土地・家屋・償却資産） 補助額： 初期投下固定資産額の1/10以内 上 限： 5億円 要 件： 本社機能＜事務所・研究所・研修所＞の新設・増設 初期投下固定資産額＜3,500万円（中小企業：1,000万円）以上＞ ※ 新規常用雇用者＜5名（中小企業：2名）以上＞ 【賃借】 対 象： 事務所賃借料 補助額： 操業後60ヶ月以内の賃借料の1/2以内 上 限： 3億円（60ヶ月の通算額） 要 件： 本社機能＜事務所・研究所・研修所＞の賃借 ※新規常用雇用者＜5名（中小企業：2名）以上＞ ※新規常用雇用者：本社機能移転に伴い県外から県内に転入する常用雇用者を2名以上（中小企業1名以上）含むこと ◆東京23区内から本社機能を移転し、移転常用雇用者10名以上が岐阜県に転居する場合には、さらに上乗せ補助あり 補助メニュー：事務所移転費、事業所改装費（賃借に限る）、従業員転居費、従業員社宅借上費、シャトルバス借上費、機器リース料、従業員社宅取得費（新設増設に限る）	・本社機能移転サポート窓口の設置	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13654.html
22	静岡県	13	12	17	13	13	13	8	10	7	106	1,586 1,615	1,586	新規産業立地事業費補助金	対象： 建物、機械設備 補助率（標準）： 5％（県内）、10％（県内初進出） 限度額（標準）： 5億円（県内）、10億円（県内初進出） 要件： 投資額5億円以上 ほか	—	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyo/shigoto/kigyoshien/kiyoricchi/index.html
													地域産業立地事業費補助金	対象： 土地、新規雇用 補助率（標準）： 20％ 限度額（標準）： 2億円 条件： 用地取得面積1,000㎡以上 ほか	—		
														デジタル・クリエイティブ拠点開発事業費補助金	対象：情報通信業、コンテンツ産業 条件：申請時、県内に事業所を持たない県外企業 ほか 補助内容： ①賃借料 補助率：1／2 上限：300万円 ②通信料 補助率：1／2 上限：60万円 ③改修費 補助率：1／2 上限：150万円 ④新規雇用 補助率：1／2 上限：360万円（120万円／人）	—	https://shizukuru.pref.shizuoka.jp/ict/index.html

23	愛知県	6	2	3	2	2	0	2	0	5	22	2,345 2,372	2,346	愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金 国内トップクラスの高度先端分野における大規模投資等の支援。 補助対象：製造業・ソフトウェア業に係る工場・研究所の新増設等を行う企業 対象分野：航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、情報通信関連、健康長寿関連、先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連 補助額：土地を除く固定資産取得費用（新増設等に係る建設費、機械装置費等）の8%以内（大企業）又は10%以内（中堅企業・中小企業） 上限額：10億円。ただし、投資額が300億円を超える場合は、超えた額の5%を上乗せ（総額100億円まで） 条件：①及び②の条件を満たすこと ①工場の場合、投資規模が50億円以上（大企業）又は2億円以上（中堅企業・中小企業）。研究所の場合、投資規模が5億円以上（大企業）又は2億円以上（中堅企業・中小企業）。 ②新増設等を行う工場で10名以上（大企業）又は5名以上（中堅企業・中小企業）の常用雇用の増加（研究所は除く） 新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ） 市町村と連携した県内再投資の支援。 補助対象：20年以上、県内（新増設等を行う市町村内）に立地する工場等を有し、同一市町村内において製造業・ソフトウェア業に係る工場・研究所の新増設等を行う企業 補助額：土地を除く固定資産取得費用（新増設等に係る建設費、機械装置費等）の8%以内（大企業）又は10%以内（中堅企業・中小企業） 上限額：10億円 条件：①及び②の条件を満たすこと ①投資規模が25億円以上（大企業）又は1億円以上（中堅企業・中小企業） ②認定申請から支援期間が終了するまでの間、50人以上（大企業）又は25人以上（中堅企業・中小企業）常用雇用の維持 新あいち創造産業立地補助金（Bタイプ） 産業競争力強化に資する製品・部素材の製造・研究に取り組む企業への支援。 補助対象：製造業・ソフトウェア業に係る工場・研究所の新増設等を行う企業 対象分野：自動車関連、航空宇宙関連、ロボット関連、環境・新エネルギー関連、情報通信関連、健康長寿関連で産業競争力の強化に資すると認められる製品又はその基幹となる部素材のうち同製品固有のものに関する工場・研究所 補助額：土地を除く固定資産取得費用（新増設等に係る建設費、機械装置費等）の8%以内（大企業）又は10%以内（中堅企業・中小企業） 上限額：10億円 条件：①及び②の条件を満たすこと ①投資規模が25億円以上（大企業）又は2,000万円以上（中堅企業・中小企業） ②新増設等を行う工場・研究所で10名以上（大企業）又は5名以上（中堅企業・中小企業）の常用雇用の増加 新あいち創造産業立地補助金（Cタイプ） ソフト系IT企業及びSTATION A1転出スタートアップの支援。 補助対象： （1）県内に拠点のないソフト系IT企業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業（調査業等は除く）、インターネット付随サービス業）が新たに対象分野に係るオフィス（シェアオフィス等を含む）を設ける場合 （2）ア 県内に拠点を持つソフト系IT企業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業（調査業等は除く）、インターネット付随サービス業）が事業拡大を行う場合 イ STATION A1転出スタートアップ 補助対象経費： （1）オフィス賃借料、機器リース料、通信回線料、オフィス移転・改修費、IT技術者等への雇用加算 （2）オフィス賃借料、機器リース料、通信回線料、オフィス移転・改修費 補助額： （1）オフィス賃借料等 50%以内、雇用加算 50万円/人（オフィス移転・改修費、雇用加算は初年度のみ） ※雇用加算額はオフィス賃借料等の補助額の範囲内とする。（3年間合計） （2）オフィス賃借料等 30%以内（オフィス移転・改修費は初年度のみ） 上限額： （1）初年度：1,000万円 2・3年目：350万円/年 （2）初年度：700万円 2年目：300万円 条件： （1）常駐のIT技術者2名以上（3名以上の者の交代勤務も可） （2）認定申請時の雇用者数維持（アのみ加えて、県内のオフィス面積が30㎡以上増床すること）	・県内市町村との共同企業訪問の実施 ・産業立地サポートステーションによる企業訪問の実施・相談 ・首都圏等におけるセミナーの開催	https://www.pref.aichi.jp/sos/hiki/ricchitsusho/yuuguu-ken.html
----	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----------------	-------	--	--	--

24	三重県	7	0	1	1	1	0	2	1	3	16	218 443	270	本社機能移転促進補助金	三重県外から三重県へ本社機能を移転（一部移転を含む）する企業に対して補助する（ただし、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けている企業に限る） 【雇用型】 本社機能従事者200万円/人（限度額5,000万円） ※雇用要件（5人以上増加（中堅・中小企業は1人））あり 【県税減額相当分型】 拡充型本社機能移転について、移転型本社機能に対する県税特例措置（不動産取得税、法人事業税）相当額（限度額5,000万円）	・ワンストップ相談対応	https://www.pref.mie.lg.jp/KI/GYORI/HP/g0013000007.htm
														事業所機能新設・移転促進補助金	三重県外から三重県へ本社機能を新設または移転する企業に対して、当該拠点の活動に要する人件費の一部を補助する 補助率：1/3（県南部地域への立地の場合は、1/2） 限度額：600万円/社（ただし、1人あたり200万円を限度とする） 補助対象期間：操業開始月から60か月	・ワンストップ相談対応	https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031900113.htm ※公募期間は令和8年4月1日(水)から令和8年5月29日(金)まで
25	滋賀県	6	2	3	1	3	1	2	0	1	19	592 648	592	—	—	—	—
26	京都府	5	3	1	2	2	0	1	0	0	14	1,140 1,732	1,147	京都府産業立地戦略21特別対策事業費補助金	京都府または市町村の誘致を受けて府内にもつくり産業等の本社を立地し、要件（敷地面積・投下固定資産額・府内常用雇用者数等）を満たす場合に以下の補助金を交付 （事業所設置促進補助金） 投下固定資産額等（土地取得費除く）×10%、上限額：最大3億円 ※補助率等については立地地域によって変わる場合あり。 （就業環境整備促進補助金） 投下固定資産額備品×50%、上限額：300万円 （府内常用雇用促進補助金） 新規府内常用雇用者数×40万円（正規雇用者の場合）、上限額：8億円 ※補助金額等については雇用形態や立地地域によって変わる場合あり。	—	https://www.kyotofuyouchibank.com/special/
27	大阪府	0	0	2	0	0	1	1	0	0	4	206	206	外資系企業等進出促進補助金	<対象者> 本社機能を有する事業所※を大阪府内に設ける外資系企業等（※調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のいずれかを含む事業所） <補助要件> ・延床面積50平方メートル以上の規模で本社としての家屋を取得又は賃借すること ・常用雇用者及び常用雇用者に準ずる者のうち補助事業所を主たる勤務地とする者を5人以上確保すること <補助率> 家屋取得の場合：家屋・設備等の5%（※限度額：1億円） 家屋賃借の場合：賃料等の×1/3（2年間）（※限度額：6,000万円） ※限度額は常用雇用者等の数によって異なる	・大阪外国企業誘致センター（0-BIC）の設置 https://o-bic.net/	https://www.pref.osaka.lg.jp/q110030/riichi/treatment/hojo/gaiyou_gaishi.html

28	兵庫県	7	3	2	1	1	1	1	6	0	22	104	250	兵庫県産業立地促進補助金	①設備補助 対象：建物・付属設備 補助額：設備投資額×５％ 上限：100億円 条件：投資額20億円以上（中小企業は1億円以上） ②雇用補助 対象：従業員の新規雇用又は県外からの転居を伴う異動 補助額：雇用者数×60万円（非正規雇用は30万円（中小企業のみ）） 上限：3億円 条件：新規雇用10人以上（中小企業は5人以上） ③賃料補助 対象：オフィス等の入居賃料 補助額：賃料×1/2（県1/4、市町1/4） 期間：3年間 上限：100万円/年（県分のみ） 条件：新規雇用10人以上（中小企業は5人以上）	・「ひょうご・神戸投資サポートセンター」（在神戸）、「ビジネスサポートセンター・東京」（在東京）によるワンストップ相談対応	https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr03/sr03_000000002.html
29	奈良県	1	0	2	1	0	0	2	0	0	6	15	14	地方拠点強化促進補助金	対象事業者： 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を活用する事業者で、次のいずれかに該当する事業者 （１）常用雇用者100人以上の営利企業 （２）県内企業の技術研究開発促進、地域産業集積に資するものとして知事が認めるものであって非営利の学術・開発研究機関 対象となる事業： 事業者が作成し知事の認定を受けた「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」に記載された事業であって着工の日から起算して3年以内に、以下のすべての要件を満たし、操業開始する事業 ＜要件＞ 固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が3,500万円（中小企業者1,000万円以上）かつ県内新規常時雇用者が5人（中小企業者1人以上）かつ県内総従業者数5人（中小企業者1人）以上純増 補助金の額： 限度額を1億円とし、固定資産税投資額の10%を交付 ※ただし予算の範囲内に限る。	・企業立地セミナーの開催 ・企業立地ガイドの作成（優遇制度編、用地情報・立地環境編） ・ワンストップ相談窓口の設置	https://www.pref.nara.jp/63528.htm

30	和歌山県	1	1	1	0	1	1	1	0	0	6	27 28	27	雇用奨励金 対象：新規地元雇用者及び転入雇用者 補助額：（新規地元雇用者数＋転入雇用者数）×30万円 期間：3年間 上限：最大3億円（全奨励金（6種）の累計限度額） （適用要件） （1）誘致対象企業（業種指定あり）の主な要件 ①正社員21人以上 ②直近決算期の年間売上高が正社員1人あたり1,200万円以上 （2）奨励金の交付要件 新規地元雇用者と転入雇用者の総数が3人以上 ただし、和歌山市への立地の場合にあっては、新規地元雇用者と転入雇用者の総数が5人以上	立地奨励金 対象：新規立地に係る投下固定資産等 補助額：投下固定資産額等×30％ 条件：新規立地に係る投下固定資産額等が1,000万円以上 上限：最大3億円（全奨励金（6種）の累計限度額） （適用要件） ※雇用奨励金と同様	通信補助金 対象：電話料金及びインターネット接続サービスの利用料 補助額：通信回線使用料×50％ 期間：3年間 上限：最大3億円（全奨励金（6種）の累計限度額） （適用要件） ※雇用奨励金と同様	オフィス賃借補助金 対象：オフィスの賃借料 補助額：オフィスの賃借料×50％ 期間：3年間 上限：最大3億円（全奨励金（6種）の累計限度額） （適用要件） ※雇用奨励金と同様	航空運賃補助金 対象：従業員等の航空運賃 補助額： <情報関連事業> 南紀白浜空港～東京 50％又は6,000円/回補助（いずれか高い方） 関西国際空港～東京 3,000円/回補助 <上記以外> 南紀白浜空港～東京 6,000円/回補助 期間：3年間 上限：最大3億円（全奨励金（6種）の累計限度額） 補足：「情報関連事業」とは、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）の中分類の情報サービス業若しくはインターネット附属サービス業に属する事業又は日本標準産業分類の中分類の映像・音声・文字情報制作業若しくは広告業に属する事業のうちデジタルコンテンツを制作する事業をいう。 （適用要件） ※雇用奨励金と同様	人材確保補助金 対象：求人広告費等 補助額： ①求人広告費×50％ ②人材紹介手数料等×50％ ③インターネットによる求人情報・求職者情報提供（人材データベース等）サービス×50％ 期間：1年間 上限：最大3億円（全奨励金（6種）の累計限度額） 条件：情報関連事業における新規地元雇用者等の採用に係るものに限る （適用要件） ※雇用奨励金と同様	・現地案内 ・県内教育機関（大学や専門学校等）との交流機会支援 ・県内企業（既企業含む）との交流機会支援 ・県内オフィスの紹介 ・人材採用サポート ・ワンストップ相談対応 等	https://ritti.pref.wakayama.jp/ict/
----	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----------	----	---	--	--	--	---	---	--	---

31	鳥取県	3	2	0	3	0	2	0	1	1	12	45	49	鳥取県研究開発拠点設置支援補助金（大規模型）	対象者：県外に本社又は本社機能を置く企業のうち研究開発事業等を行うとするもの 対象事業：製造業、自然科学研究所、情報処理・提供サービス業、ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、インターネット付随サービス業、コンテンツ企画作成業、地域課題解決に資する事業 限度額：5,000万円（補助率：1/2） 期間：最長3年 要件：①産業未来共創補助金又は、先端的デジタル活用企業立地促進補助金の認定を受けること。②県外本社が持つ研究開発等を行う機能の全部又は一部を県内に移転・新設すること。 対象経費：事業所改修・賃借費、機器設備取得・賃借費、セキュリティ対策費、通信費、共同研究費、光熱水費、交通費、委託費、直接人件費、人材確保・育成費用	—	https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1357471/chirashi_ken_kyuuukaihatu_202406.pdf
32	島根県	1	0	0	0	3	1	2	2	1	10	80 46	130	企業立地促進助成金 ソフト産業家賃等補助金 航空運賃補助金 人材確保・育成支援補助金	投資額×5～30％ 常用雇用×100万円（中山間地域中小企業130万円） 家賃×1/2（5年間又は8年間）、賃借施設改修費×1/2 上限額2,000万円/年又は1,000万円/年 航空運賃×1/2（5年間） 上限額200万円/年 人材確保・育成支援経費×1/2（3年間） 上限額 人材確保：300万円/年、人材育成：300万円/年	・しまね産業振興財団による各種支援事業 ・ITエンジニア向け無料職業紹介サービス「IT WORKS@島根」 ・ふるさと島根定住財団による学生やUターン希望者に対する無料職業紹介事業	https://www.shimane-style.com/yugu/
33	岡山県	7	2	0	0	0	2	0	2	6	19	179	186	岡山県本社機能移転促進補助金 岡山県本社機能移転に係る社宅借上げ支援補助金	○対象者 県内に本社機能を移転する法人 ○交付要件 次の要件を全て満たすこと ①県内の本社機能を対外的に明示 ②県内の本社機能業務に従事する新規常用雇用者が5人以上 ③法人設立後3年以上経過し、直近3年間で営利事業を継続して営んでいること。 ④資本金又は出資金の額が1,000万円超 ○補助額 【設備】家屋に係る固定資産評価額（又は1年分の賃借料）×10%、償却資産の取得額×10% 【土地】土地に係る固定資産評価額（又は1年分の賃借料）×10% 【経費】事務所移転経費×10% 【雇用】本社機能業務に従事する新規常用雇用者1人当たり50万円（中山間地域：100万円） ※東京23区から移転する法人：補助率15%、補助単価100万円 ○限度額 5億円（中山間地域は限度なし） ○対象者 本社機能移転促進補助金認定法人 ○交付要件 常用雇用者のために新たに社宅の賃借を開始すること。 ○補助対象経費 社宅の賃借に要する経費（ただし、賃借料に係る消費税及び地方消費税相当額、敷金、礼金、共益費その他これらに類する経費を除く） ○補助率 2分の1 ○限度額 3,000万円（一戸当たり 月5万円） ○補助対象期間 最長1年間	—	https://yappari-okayama.com/
34	広島県	10	3	3	6	1	1	1	7	7	39	323 337	414	企業人材転入助成 研究開発機能拠点化助成	代表者は200万円～1000万円 社員とその家族100万円/人 社屋の建設費、オフィスの改修費、事務用品の初期コスト×1/2 上限額：1億円 研究開発者とその家族100万円/人 人材確保経費×1/2 研究開発施設の建設費、改修費、事務用品の初期コスト×1/2 上限額：1億円	—	https://kurukuru.hiroshima.jp/system/ https://kurukuru.hiroshima.jp/system/

35	山口県	3	1	0	3	0	1	5	2	4	19	179	183	山口県本社機能等移転促進補助金	県外から本県に本社機能を移転する場合 【要件】 1. 本社機能の移転に伴い、本県常用雇用者が5人（中小企業1人）以上増加すること 2. 移転先市町から常用雇用者1人につき50万円以上補助金が交付されていること 【補助額】 県内に住所を有する常用雇用者1人につき50万円	・ワンストップ相談対応	https://kiyo-r.pref.yamaguchi.lg.jp/salespoint/incentive/
36	徳島県	3	3	1	0	0	0	0	0	0	7	59 56	59	企業立地補助金	対 象：製造業の企業の、建屋・設備等の固定資産（土地を除く） 補助額：投下固定資産額×25% 上限額：新規地元雇用者数・投下固定資産額に応じて、最大10億円	ワンストップ相談対応	https://www.pref.tokushima.lg.jp/kigyoyu-yuchi/support-subsidy/manufacturing/
37	香川県	2	1	2	1	0	0	0	2	1	9	57	58	香川県企業誘致条例に基づく助成金	要件：新規常用雇用者5人以上の雇用をすること 助成内容： ①投資に対する助成 ・投下固定資産額の15%（土地を除く） ・事務所賃借料×50%（5年間） ・通信機器賃借料×50%（1年間） ②雇用に対する助成 ・11人目以降の新規常用雇用者数×50万円、51人目以降の新規常用雇用者数×100万円 ・新たに香川県において住民登録する者の数×30万円 助成上限額：合計5億円 （事務所賃借料、通信機器賃借料は、それぞれ2,000万円/年）	・ワンストップサービス窓口による対応 ・人材確保の支援（ワークサポートかがわ（地方版ハローワーク）によるマッチング支援 等） ・オフィスや未利用地等の物件情報の提供	https://yuchi-100plan.pref.kagawa.lg.jp/planning/pillar4/
38	愛媛県	3	0	0	0	0	0	1	0	3	7	7 43	11	愛媛県オフィス等立地促進要綱に基づく支援	投下固定資産額×10% 上限額：5億円 賃料×1/2（3年間） 上限額：1,000万円/年 通信回線使用料×1/2（3年間） 上限額：1,000万円/年 新規雇用常用労働者数×50万円（3年間）、契約・パートは30万円 上限額：5億円	・モニターツアー（本県立地環境視察）への費用の助成 ・お試し勤務への費用の助成	https://www.ehime-kiyoricchi.jp/treatment/location.html
39	高知県	2	0	0	1	0	1	0	0	0	4	94 95	94	高知県サテライトオフィス等立地促進事業費補助金	○上限額 10億円 ○補助対象経費および補助率 土地取得費×20% 建物取得費×20% 建物賃借料×50%（3～5年間） 通信費×50%（3～5年間） 償却資産取得費×20% 償却資産の賃借料×50% 建物改修に必要な償却資産取得費×50% 人材募集費×50%（3～5年間） 人材研修費×50%（3～5年間） 災害対応設備の取得費×50% 災害対応設備の賃借料×100%（3～5年間） 雇用奨励金（10～120万円/人） ○交付要件 一定人数以上高知県内での新規雇用を伴うこと	—	https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025061700254/

40	福岡県	19	16	2	4	6	11	6	3	11	78	2,511	2,764	福岡県企業立地促進交付金 (特定業務施設に対する交付金) ※本社機能部門(調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門など)を有する施設	【交付要件】 本社機能に従事する従業員が10人(中小企業者5人)以上増加し、そのうち5人(中小企業者3人)以上が県民の新規雇用であること 【交付内容】 1 設備投資額の2% 2 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3 社宅の取得・改修費の2% 4 社宅の年間賃借額の1/2 5 県民1名(移転者含む)×30万円(操業から3年間) ※上記1～5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる ※グリーンアジア国際戦略総合特区特例に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%加算 ※上記3、4は社宅5戸(中小企業者3戸)以上取得若しくは改修又は賃借する場合 【限度額】 研究開発部門以外:1億円 研究開発部門:5億円(設備分交付額(上記1～4)の限度額は1億5千万円)	・企業立地セミナーの実施 ・ワンストップ相談対応	https://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp/ja/preferential/
41	佐賀県	1	0	0	0	0	2	0	0	0	3	14 132	140	佐賀県本社機能移転等促進補助金	<立地促進奨励金> ・家屋、償却資産取得等補助 補助額:投資額の1/10 限度額:1億円(試験研究施設は10億円) 補助対象期間:初期のみ ・オフィス等賃料補助 補助額:オフィス等賃料の1/2 限度額:6千万円 補助対象期間:3年間 ・本社間連絡調整支援 補助額:地域単価×本社への出張回数 限度額:なし 補助対象期間:3年間 ・配置転換支援 補助額:配置転換数×50万円 限度額:なし 補助対象期間:3年間 <雇用促進奨励金> 補助額:新規地元雇用者数(正社員のみ)×100万円+配置転換者数(正社員のみ)×50万円 限度額:なし 補助対象期間:3年間	・誘致企業継続支援員(パーマネントスタッフ)による立地以降の継続フォローアップ ・人材確保のための教育機関等との関係構築支援等	https://www.saga-kigyorichi.jp/Portals/0/%E4%8C%81%E6%A5%AD%E8%AA%98%E8%87%B4%E3%81%AE%E3%81%93%E3%82%99%E6%A1%88%E5%86%852024_.pdf
42	長崎県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	125 128	125	長崎県オフィス系企業誘致事業補助金	事業の用に供した通信費×1/2 事務所賃借費×1/2 新規雇用者数×30万円～100万円/人 設備投資費×1/10 ※投資額100万円以上が条件 高度人材確保費×1/2～3/4 上限額:3億円 ※所定の雇用要件を満たすことが条件 ※離島地区・半島地区に拠点を設置する場合は別途加算措置あり	・公益財団法人長崎県産業振興財団による人材確保支援 など	https://www.nagasaki-tabinet.com/houjin/kigyoricchi
43	熊本県	5	0	3	0	0	0	2	2	0	12	79	81	熊本県企業本社機能立地促進補助金	固定資産投資額及びリース資産額の合計×10% 事業所賃借額×1/2(4年間) 専用通信回線年間使用料×1/2(4年間) 新規雇用者数×50～70万円/人 上限額:50億円	—	https://www.kumamoto-investment.jp/kiji003145/index.html https://www.kumamoto-investment.jp/kiji00319/index.html https://www.kumamoto-investment.jp/kiji00338/index.html

44	大分県	3	0	0	0	0	1	1	0	0	5	36	269	大分県本社機能誘致促進補助金	条件：大企業：新規従事者数10人以上、中小企業：新規従事者数5人以上 ・（施設取得型の補助額） 上限額：3億円 ・（土地・建物取得額＋投下固定資産額）×3% ・80万円×新規雇用者数＋50万円×転入者数 ・（施設賃貸型の補助額） 上限額：1億円 ・施設賃料×1/2（2年間）＋投下固定資産額×10% ・80万円×新規雇用者数＋50万円×転入者数	・企業誘致セミナー、ホームページ等での情報発信 ・ワンストップ相談対応等（物件や補助制度の紹介等）	https://ritti-oita.jp/yugu/
45	宮崎県	12	2	1	2	1	1	3	2	0	24	237	259	宮崎県企業立地促進補助金	【本社機能立地案件】 ○移転型 補助額：新規県内雇用・転勤者数 × 70万円等（業種により金額が異なる） （特定の要件を満たした場合、加算あり） 補助対象経費×20% 上限額：10億円等（業種により金額が異なる） 交付要件：新規県内雇用者数及び転勤者数10名以上（中小企業については5人） ※ただし、新規県内雇用者数1名以上 補助対象経費額2,000万円（中小企業については1,000万円） ○拡充型 補助額：新規県内雇用者 × 30万円 （特定の要件を満たした場合、加算あり） 補助対象経費×10% 上限額：5億円等（業種により金額が異なる） 交付要件：新規県内雇用者数及び転勤者数10名以上（中小企業については5人） 補助対象経費額2,000万円（中小企業については1,000万円）	・企業立地特設ページの作成 ・誘致事例の作成・発信 ・業種ごとの企業立地ガイドの作成 ・企業立地推進局と県外事務所を一元的な相談窓口として 「みやざき企業立地ワンストップステーション」と位置づけ ・立地企業のフォローアップ ・企業立地セミナー、企業間交流会の実施	https://www.miyazaki-investment.com/preferential
46	鹿児島県	1	2	1	1	1	1	1	3	0	11	151 435	252	鹿児島県企業立地促進補助金	設備投資額×2% 新規雇用者数×30万円 移転経費×50% 賃借料×50% 上限額：6千万円 ※県外からの特定業務施設の移転に限る	—	https://kagoshima-kigyouicchi-guide.jp/subsidy-search/
47	沖縄県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	28	28	—	—	・沖縄県企業立地ガイドによる情報発信	https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/keizai/1009879/1010203/1010225.html
		222	103	76	73	67	81	75	66	81	844	16,927	18,707				